鳥取県告示第622号

平成元年鳥取県告示第685号(屋外広告物に係る禁止地域等の指定について)の一部を次のように改正し、平 成20年10月1日から施行する。

平成20年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対 応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後

改正前

号。以下「条例」という。) 第2条及び第3条の規 号。以下「条例」という。) 第2条及び第3条の規 定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲|定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲 出する物件を設置することを禁止し、又は制限する出する物件を設置することを禁止し、又は制限する 地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1 地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1 日から施行するので、条例第7条の規定により告示│日から施行するので、条例第7条の規定により告示 する。

その関係図面は、鳥取県生活環境部景観まちづく 合事務所の生活環境局並びに八頭総合事務所及び日 合事務所の生活環境局並びに八頭総合事務所及び日 野総合事務所の県土整備局において公衆の縦覧に供 野総合事務所の県土整備局において公衆の縦覧に供 する。

- 2 条例第2条第1項第3号の知事が指定する地域 2 条例第2条第1項第3号の知事が指定する地域 は、次に掲げる地域とする。
 - (1) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地 (1) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地 域(倉吉市の区域を除く。)で当該道路から展 望できる場所

路線名	区間
略	
	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字二
	ノ御建山下1953 - 8地先から同
一般国道 9	郡北栄町東園沖稲場763 - 1地
一般国連 9	先まで
7	略
	鳥取市気高町八束水字鶴木谷

鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31│ 鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31 する。

その関係図面は、鳥取県生活環境部景観まちづく り課、東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総り、申部総合事務所、中部総合事務所及び西部総 する。

- は、次に掲げる地域とする。
- 域で当該道路から展望できる場所

路線名	区間
略	
	鳥取市福部町湯山字池渕2070 -
	1 地先から同市浜坂字宇都路谷
	1042 - 2地先まで
	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字二
	ノ御建山下1953 - 8地先から同
一般国道 9	郡北栄町東園沖稲場763 - 1地
号	先まで
-	略
	鳥取市気高町八束水字鶴木谷

	755 - 1地先から <u>同市青谷町字</u>
	<u>阿がき295 - 1地先を経て</u> 東伯
	郡湯梨浜町はわい長瀬字又四郎
	開1821 - 1地先まで
略	
一般国道 373号	八頭郡智頭町大字駒帰字ウス谷
	578 - 1地先から <u>同町大字尾見</u>
	字名引河原811-1地先を経て
	同町大字市瀬字竹ノ出口1478 -
	5 地先まで
略	
県道倉吉江	5の(2)の表に掲げる区間以外
府溝口線	の全線
略	
県道湯山鳥	鳥取市福部町湯山字池渕2070 -
取線	<u>1</u> 地先から同市 <u>浜坂字宇都路谷</u>
4人70水	<u>1042 - 2</u> 地先まで
略	

(2) 略

3 及び 4 略

- は、次に掲げる地域(前項に掲げる地域を除 <u>く。)</u>とする。
 - (1) 次に掲げる道路の両側500メートルを超え、 1,000メートル以内の地域で当該道路から展望で きる場所

路線名	区間
略	
	略
一般国道 9	鳥取市気高町八束水字鶴木谷
	755 - 1地先から <u>同市青谷町字</u>
	<u> 阿がき295 - 1地先を経て</u> 東伯
	郡湯梨浜町はわい長瀬字又四郎
	開1821 - 1地先まで
略	
	八頭郡智頭町大字駒帰字ウス谷
一般国道	578 - 1地先から <u>同町大字尾見</u>
373号	字名引河原811 - 1地先を経て
0/07	同町大字市瀬字竹ノ出口1478 -
	5 地先まで

(2) 次に掲げる道路の両側500メ-トル以内の地 域で当該道路から展望できる場所

路線名	区間
	2の(1)の表に掲げる区間 <u>及び</u>

	755 - 1 地先から東伯郡湯梨浜 町はわい長瀬字又四郎開1821 - 1 地先まで
略	
一般国道 373号	八頭郡智頭町大字駒帰字ウス谷 578 - 1 地先から同町大字市瀬 字竹ノ出口1478 - 5 地先まで
略	
県道倉吉江	5の(2)の表に掲げる区間 <u>及び</u>
府溝口線	<u>倉吉市内の区間</u> 以外の全線
略	
県道湯山鳥 取線	鳥取市福部町湯山字池渕 <u>2072</u> <u>3</u> 地先から同市 <u>覚寺字椎谷847</u>
	<u>- 10</u> 地先まで

(2) 略

3 及び 4 略

- 5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域 5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域 は、次に掲げる地域とする。
 - (1) 次に掲げる道路の両側500メートルを超え、 1,000メートル以内の地域で当該道路から展望で きる場所

路線名	区間
略	
	略
	鳥取市気高町八束水字鶴木谷
一般国道 9	755 - 1地先から東伯郡湯梨浜
号	町はわい長瀬字又四郎開1821 -
	1地先まで
略	
	八頭郡智頭町大字駒帰字ウス谷
一般国道	578 - 1地先から同町大字市瀬
373号	字竹ノ出口1478 - 5地先まで
0103	

(2) 次に掲げる道路の両側500メ・トル以内の地 域で当該道路から展望できる場所

路線名	区間
	2の(1)の表に掲げる区間以外

	<u>鳥取市気高町八束水字鶴木谷</u>
 一般国道 9	755 - 1地先から東伯郡湯梨浜
	町大字小浜字池ノ谷西平277 -
	1地先を経て同町はわい長瀬字
	又四郎開1821 - 1地先までの区
	<u>間</u> 以外の県内の区間
略	
県道倉吉汀	西伯郡伯耆町岩立字辻堂1051地
│ │ │ 府溝□線	先から同町溝口字澤田59 - 2地
113 / 113 L1 11/J	先まで
県道岸本江	全線
府線	
略	
<u>県道湯山鳥</u>	2の(1)の表に掲げる区間以外
取線	<u>の区間</u>

(3) 次に掲げる道路の両側200メ・トル以内の地 (3) 次に掲げる道路の両側200メ・トル以内の地 域<u>(倉吉市の区域を除く。)</u>で当該道路から展望 できる場所

路線名	区間
略	
一般国道	県内の区間
179号	
略	
一般国道	2の(1)の表に掲げる区間以外
313号	の県内の区間
0.0 5	
	2の(1)の表に掲げる区間 <u>及び</u>
	八頭郡智頭町大字駒帰字ウス谷
一般国道	578 - 1 地先から同町郷原字中
373号	土居151 - 1地先を経て同町大
	字市瀬字竹ノ出口1478 - 5地先
	までの区間以外の県内の区間
略	
	略
県道鳥取鹿	東伯郡三朝町大字阪本字橋ノ
野倉吉線	上17地先から同町大字山田字
	徳呂844 - 8地先まで
略	
県道倉吉由	全線
良線	
略	
1	

	の県内の区間
一般国道9号	
略	
県道倉吉江 府溝口線	西伯郡伯耆町岩立字辻堂1051地 先から同町溝口字澤田59 - 2地 先まで
略	
<u>県道岸本江</u> 府線	<u>全線</u>

域で当該道路から展望できる場所

路線名	区間
略	
一般国道	<u>倉吉市内の区間以外の</u> 県内の区
179号	間
略	
一般国道	2の(1)の表に掲げる区間以外
313号	の県内の区間 <u>(倉吉市内の区間</u>
0.0 3	<u>以外の区間に限る。)</u>
	2の(1)の表に掲げる区間以外
	の県内の区間
一般国道	
373号	
略	
	略
県道鳥取鹿	東伯郡三朝町大字阪本字橋ノ
野倉吉線	上17地先から同町大字山田字
	徳呂844 - 8地先まで
県道鳥取港 県道鳥取港	鳥取市今町一丁目248地先から
線	同市緑ヶ丘一丁目820-1地先
線	同市緑ヶ丘一 目820 - 1地先 まで
略	
略	
略	まで

	鳥取市国府町宮ノ下1156地先か	
県道鳥取国	ら同市国府町雨滝字細入212 -	
府岩美線	4 地先まで	
	略	
略		
伯耆町道岸 本大原線	西伯郡伯耆町久古字陣場1469 -	
	3 地先から同町大原字上原的場	
	834 - 1地先まで	
北栄町道北	全線	
条南線		
北栄町道北	全線	
条北線		
略		

(4)及び(5) 略

(6) 次に掲げる鉄道の両側200メ-トル以内の地域 (倉吉市の区域を除く。) で当該鉄道から展望できる場所

線路名		区間
	略	
西日本旅客		5の(5)の表に掲げる
鉄道株式会	山陰本	区間以外の県内の区間
社	線	
	略	
略		

	鳥取市吉方町二丁目514地先か
県道鳥取国	ら同市国府町雨滝字細入212 -
府岩美線	4地先まで
	略
略	
<u>町道岸本大</u> <u>原線</u>	西伯郡伯耆町久古字陣場1469 - 3 地先から同町大原字上原的場 834 - 1 地先まで
略	

(4)及び(5) 略

(6) 次に掲げる鉄道の両側200メ-トル以内の地域で当該鉄道から展望できる場所

路線名		区間
	略	
西日本旅客		5の(5)の表に掲げる
鉄道株式会	山陰本	区間以外の県内の区間
社	線	(倉吉市内の区間以外
		<u>の区間に限る。)</u>
	略	
略		